

令和2年度

日本水道協会沖縄県支部 事務研修会



開催地：宜野湾市

令和2年度 事務研修会 提出議題一覧

No.	議 題	事業体名	頁
財務・会計処理			
1	水道事業と下水道事業を兼務している管理職等の人件費について	読谷村上下水道部	1
2	交際費の支出基準について	浦添市上下水道部	6
3	受贈や補助で取得した土地に係る売却について	沖縄市上下水道局	11
料金・調定、検針業務等			
4	営業用途の認定について	読谷村上下水道部	15
5	連合栓について	読谷村上下水道部	20
6	水道事業業務に関する業務委託の契約方法について	名護市環境水道部	25
7	還付加算金の付加について	沖縄市上下水道局	30
8	連合申請に対する決定等の通知について	沖縄市上下水道局	35
電算関係			
9	自組織の情報セキュリティ対策の改善に向けた監査実施状況について	那覇市上下水道局	39
10	情報セキュリティ対策に関する演習・訓練等の実施、参加状況について	那覇市上下水道局	43
11	在宅勤務時のコンピュータシステムへの家からのアクセスについて	那覇市上下水道局	47
新型コロナウイルス関連			
12	新型コロナ蔓延期に係る給水停止業務について	豊見城市上下水道部	56
13	コロナウイルス感染症の影響に伴う、滞納閉栓作業について	沖縄市上下水道局	61
その他			
14	年次有給休暇の年5日の時季指定取得義務への対応について (添付資料あり)	北谷町上下水道部	67

議題 1. 水道事業と下水道事業を兼務している管理職等の人件費について（読谷村）

【提案理由】

本村において、今年度より上下水道課として水道事業と下水道事業が同一の課（部）となり、課（部）長及び経理担当部署においては両事業の業務を兼務している状況です。

そこで、本村同様、両事業体の業務を兼務している職員等がある場合、人件費について給与計算や、予算計上などどう対応されていますか。

また、一方で支出し、他方で負担金などで繰入している場合、その繰入の時期（年度中のタイミング）はどうされていますか。

<回答>

【那覇市】

本市では、水道事業と下水道事業の業務を兼務している職員については、平成 30 年度までは水道事業で人件費等を支出し、下水道事業から負担金を繰り入れていましたが、令和元年度からは、両事業に按分的に人数を割り当て、各事業から人件費等を支出しております。

【沖縄県企業局】

本県において、水道事業と下水道事業を兼務している管理職等はありません。

【沖縄市】

本市では、統合前に下水道課と協議し、共通人件費部分を水道事業の負担を 9 割、下水道事業の負担を 1 割と決め、1 割部分を負担金収入する予定です。負担金収入時期については未定ですが、3 月末で調定し、4 月頃に過年度未収金で収入予定です。

【うるま市】

うるま市は、水道部長を含め、9 人の職員が水道事業と下水道事業を兼務しております。給与の予算措置については、按分等はせずに、水道事業会計に 6 人、下水道事業会計に 3 人を置いている状況です。

そのうち、水道部長については、水道事業から支出し、年度末の 3 月に「水道部長人件費負担金」として下水道事業へ請求しています。

【浦添市】

本市でも令和 2 年度より水道事業と下水道事業が組織統合しております。

経費負担の原則から、人件費について当初予算時に職員毎に水道又は下水のどちらかに振り分けて計上しております。したがって、精算や負担金の問題はございません。

貴村のご指摘の通り、総務事務や管理職の人件費をどう振り分けるのかは悩みどころと認識しております。本市の場合、全体のバランスを考慮し、管理職で部長は上水で計上し、課長4名のうち上水で2名、下水で2名と振り分けたところです。

厳密に考えると、その積算にかかる労力や時間がかかりますので、最終的には全体のバランスを考慮し裁量で振り分けざるを得ません。

なお、数年ごとに全体のバランスをみながら見直すとも考えております。

【宜野湾市】

本市では、課長級以下の人件費については案分を行っておらず、主な事業ごとに振り分けて支出しております。局長と次長の人件費については職員数で割合を出し、水道事業7割、下水道事業3割で案分していますが、事業ごとに支出しているため、繰入はありません。

【宮古島市】

本市では、平成22年度に機構改革により上下水道部となりましたが、上下水道部長の給与は全額水道事業で支出しております。

本市でも当時から、「部長の給与については、按分すべき」と部内では話は出ておりましたが、下水道からの負担が厳しいため全額支出となっています。

一般部局との調整が出来れば按分すべきだと考えています。

【石垣市】

本市では、水道事業と下水道事業が別部署であるため、両事業を兼務している管理職等はありません。

【糸満市】

平成25年度に「上水道及び下水道事業の統合に伴う費用負担に関する協定」の中で、兼任職員（部長（1名）課長（2名））の人件費を2/3（上水道）・1/3（下水道）としており、他会計負担金として予算計上を行っている。

下水道事業からは年度末に実績分が振り込まれる。

【名護市】

本市の水道、下水道事業の管理職は課長級3人と部長1人です。

課長級の人件費については、下水道事業に1人分、水道事業に2人分を計上しています。職務内容は水道事業と下水道事業を兼務している状況です。

この配分となった経緯は、昨年度まで下水道事業会計は市長部局に属し、1つの課で管理職も1人でした。水道事業は2課だったため、その予算配分を引継ぎ、下水道事業1人、水道事業2人と割り当てています。

部長については、市長部局の職務も兼務しているため、市長部局、下水道事業、水道事業で按分して負担しています。支出は水道事業でまとめて支払っており、それぞれの会計から負担分を水道事業に対して年間分まとめて支出しています。

【豊見城市】

本市では兼務している職員は全員水道事業の職員ですので、下水道事業から兼務職員の負担分を人件費負担金として予算措置しています。

【南城市】

本市においては、水道事業と下水道事業は分課となっており、各々経理担当がいるため、貴村同様な両事業体の業務を兼務している職員等はありません。

また、部を統括している上下水道部長の人件費は、下水道事業(下水道課)で全て計上しています。

本市においても、部長の人件費の対応について、今後検討が必要なため、他の事業体の状況を参考にさせて頂きたいと思います。

【南部水道事業団】

当企業団は水道事業のみであり、事業の兼務はありません。

【本部町】

本町では、課長が業務を兼任しており、人件費は水道事業で予算措置しています。

【西原町】

水道事業より支出

【北谷町】

・給与計算：総務課

・予算計上：「管理職人件費負担金」として、

(管理職給与総額×下水道職員数／上下水道職員数)で計上し、下水道事業から年度末に繰り入れている。

【嘉手納町】

本町では、課長の人件費にかかる分について、上下水道課職員総数に占める下水道職員数で算出按分し、下水道系の負担としています。

算出方法としましては、課長の人件費(給与、手当、法定福利費、総合事務組合負担金)を算出し、その分の30%を下水道係負担としています。

給与等の処理は、一旦水道事業で支払処理をし、年度末(3月初旬頃)に下水道係へ

請求しております。予算科目は他会計負担金として計上しております。

【与那原町】

本来であれば按分すべきものと認識はしておりますが、現状は上水道会計のみから支出しております。

【金武町】

本町では水道会計で支出し、下水道会計から負担金の繰入を行っています。
(上半期と下半期に分けて繰入をしています。)

【久米島町】

管理職（課長）の人件費については水道事業会計より支出、それについての繰入などはない。

【竹富町】

上下水道課の人件費は、すべて水道事業特別会計で負担しております。9月補正予算可決後、人件費（2名分）は、下水道事業特別会計で負担になる見込みです。

【読谷村】

議題提案事業体

【北中城村】

北中城村においても上下水道課として課長が両事業を兼務しており、人件費等については水道事業で予算計上しております。

【中城村】

当事業体では兼務していないため、他事業体様を参考にさせていただきます。

【今帰仁村】

本村は下水道事業なし。

但し一般会計との兼務職員がおり、実務提要 823 ページ「一般会計と企業会計を兼務している職員の給与について」に一般会計と企業会計を兼務している職員の給与は、本務がある会計が支給すべきであるとのことから、一般会計にて負担している。

【恩納村】

水道事業と下水道事業の管理職を兼務しており、人件費等については水道事業で全て予算化している。

【伊江村】

水道事業のみの為、回答できません。

【国頭村】

本村では下水道事業がないため該当しません。

【宜野座村】

下水道事業特別会計より支出

【東村】

本村は簡易水道事業のみとなっている。

議題 2. 交際費の支出基準について（浦添市）

【提案理由】

議会の委員会で「交際費」の質問を受けております。

そこで、交際費について他の事業体の運用状況をご教示くださいますようお願いいたします。

1 直近3年の予算措置の有無

※予算措置していない事業体は今回の回答は不要です。

①あり（浦添市）

2 予算計上額

50,000円（浦添市）

3 直近3年の支出額（実績）

0円（浦添市）

4 支出基準の有無

①なし（浦添市）

②長部局の根拠規定を準用（規程名： ）

③事業体独自の根拠規程あり（規程をいただけないでしょうか）

5 その他ご意見

<回答>

【那覇市】

1 有

2 56,000円

3 令和2年度 16,000円

平成31年度 3,000円

平成30年度 15,800円

4 ③事業体独自の根拠規程あり（那覇市水道局交際費事務取扱要領）

5 設問4にて提供します「那覇市水道局交際費事務取扱要領」には、4(1)懇談会費用及び4(2)土産品に関する支出の範囲が規定されておりますが、現実的に当該規定を適用して支出し運用する事例は殆ど無く、直近3年間での実績はありません。

【沖縄県企業局】

1 有り。

2 150,000円（年間）

3 決算額（税抜き）

令和元年度24,619円 30年度27,863円 29年度21,391円

4 ③事業体独自の根拠規程あり 支出基準は内規で定めております。

【沖縄市】

- 1 有
- 2 60,000円
- 3 平成29年度 29,481円 平成30年度 29,199円
令和元年度 23,274円
- 4 ①なし

【うるま市】

- 1 あり
- 2 1万円
- 3 0円 ※H20年度以降支出なし
- 4 ①なし

【浦添市】

議題提案事業体

【宜野湾市】

- 1 あり
- 2 50,000円
- 3 平成29年度27,216円、平成30年度0円、令和元年度0円
- 4 ①なし

【宮古島市】

- 1 本市では、毎年計上しています。
- 2 10万円
- 3 無し
- 4 無し
- 5 今後、費目存値の千円、科目削除を検討中で他事業体を参考にしたいと思います。

【石垣市】

- 1 予算措置有り。
- 2 1,000円
- 3 実績無し。
- 4 ①なし

【糸満市】

- 1 令和2年度 10,000円
令和元年度 10,000円
平成31年度 10,000円
- 2 令和2年度 10,000円
- 3 令和2年度 0円
令和元年度 1,684円
平成31年度 5,032円
- 4 ①なし

【豊見城市】

- 1 予算措置無し

【南城市】

- 1 なし (※費目存置1,000円有り)

【南部水道事業団】

- 1 有り
- 2 H29〔100,000円〕 H30〔100,000円〕 R1〔110,000円〕
- 3 H29〔46,213円〕 H30〔98,150円〕 R1〔7,000円〕
- 4 有り(基準名:南部水道企業団交際費取扱運用基準)
申し訳ございませんが、当企業団の交際費取扱運用基準は、形式的な運用となっており今後、見直し含め検討しておりますので、提供は差し控えさせていただきます。

【本部町】

本町では、交際費の予算措置はしていません。

【西原町】

- 2 1千円(費目存知)
- 3 無
- 4 ①なし

【北谷町】

- 1 あり。
- 2 30,000円
- 3 平成29年度なし、平成30年度(3,180円)、31年度(4,000円)の執行
- 4 ②長部局の根拠規定を準用(規程名:北谷町の食糧費の支出基準に関する内規)

【嘉手納町】

- 1 予算措置なし

【与那原町】

- 1 なし

【金武町】

- 1 あり
- 2 1万円
- 3 支出なし
- 4 ①なし

【久米島町】

- 1 予算措置ナシ

【竹富町】

予算措置しておりません。

【読谷村】

- 1 あり
- 2 令和元年度 110,000円
- 3 令和元年度 0円
平成30年度 2,332円
平成29年度 5,386円
- 4 ①なし

【北中城村】

- 1 予算措置有
- 2 20,000円
- 3 0円
- 4 ①なし

【中城村】

- 1 交際費の計上はありません。

【今帰仁村】

予算措置はありません

【恩納村】

交際費を予算措置していない。

【伊江村】

- 1 有
- 2 50,000 円
- 3 0 円
- 4 ①なし

【宜野座村】

予算措置なし

【東村】

予算措置無し

議題 3. 受贈や補助で取得した土地に係る売却について（沖縄市）

【提案理由】

①各事業体において受贈や補助金を活用して取得した土地を売却したことがありますでしょうか。

※売却の無い事業体において②の回答は不要です。

②土地の売却をしたことがある場合で、売却する際の経理処理について、受贈や補助金で取得した非償却資産である土地は資本剰余金に属していると思いますが、売却土地分の資本剰余金は組入資本金に振り替えるのが適切であるとのこと。土地の売却を行った際に、売却土地分相当分を資本剰余金から組入資本金へ振替を行ったことがありますでしょうか。もし、振替をしたのであれば、資本剰余金を処分し資本金へ組入をする場合、条例又は議会の議決事項となりますが、議会での議決の場合で、決算の認定と合わせて議案を提出したのか、それとも別議案で提出をしたのでしょうか。

以上、ご教示をお願いします。

<回答>

【那覇市】

- 1 近年、土地を売却した事例が無く、会計制度変更以前においても、受贈や補助金を活用して取得した土地を売却した事例が確認できておりません。
- 2 他事業体の回答を参考にしたいと思います。

【沖縄県企業局】

- 1 受贈取得した土地の売却はありません。国庫補助金で取得した土地の売却は有りません。
- 2 国庫補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき返納しているため、組入資本金への振替はありません。

【沖縄市】

議題提案事業体

【うるま市】

- 1 事例なし

【浦添市】

- 1 本市においてこのような事例はございません。

【宜野湾市】

- 1 受贈や補助金を活用して取得した土地を売却した事例はありません。
- 2 本市で該当する事例はありませんが、このような事例が発生した場合は、資本剰余金から組入資本金へ振替を行い、決算の認定とあわせて議案の提出を行っても問題ないと考えております。

添付資料：実務提要 P2153～P2154 「資本剰余金の処分及び資本金の額の減少の議決と決算認定との関係について」

【宮古島市】

- 1 売却したことはありません

【石垣市】

- 1 該当無し。
- 2 積立金取崩額を組入資本金へ組入る際は、決算の認定と併せて議案を提出している
ので、仮に売却した場合、同様に行うものと考えます。

【糸満市】

- 1 売却したことはありません。

【名護市】

- 1 売却したことがあります
- 2 振替を行ったことはありません

【豊見城市】

本市では該当ありません。

【南城市】

- 1 あります。
- 2 振替は行っていません。

【南部水道事業団】

- 1 当企業団は売却の事例は、ありません。

【本部町】

- 1 本町では、同様の事例はありません。

【西原町】

- 1 無

【北谷町】

- 1 なし

【嘉手納町】

- 1 売却実績なし

【与那原町】

- 1 なし

【金武町】

- 1 売却はありませんが、今後予定しているので、他事業体の例を参考にしたいと考えております。

【久米島町】

- 1 実例なし

【竹富町】

該当なし

【読谷村】

- 1 なし

【北中城村】

なし

【中城村】

- 1 売却事例がないため、他事業体様の事例を参考にさせて下さい。

【今帰仁村】

- 1 本村では事例がありません

【恩納村】

- 1 該当なし
- 2 該当なし

【伊江村】

- 1 事例なし

【国頭村】

- 1 なし。

【宜野座村】

事例なし

【東村】

- 1 無し

議題 4. 営業用途の認定について（読谷村）

【提案理由】

本村は、用途別料金体系を採用しておりますが、契約継続中に住宅を改装し、一部店舗営業を開始するケースなど、用途が変更されるべき事例が確認されております。

この場合、本村の給水条例により、料率が高い用途が採用され、「一般用（家庭用）」から「営業用」となりますが、お客様の理解を得られない場合も多くあり、大変苦慮しております。

そこで、料金体系が用途別となっている事業者へお伺いします。

1 貴事業者において、「営業用」と認定するにあたり、給水条例以下で詳細を規定していますか。（用途認定要綱など）

2 契約途中の用途変更認定に伴い、水道料金の遡及または還付が生じた事例はございますか。差し支えなければ、一例の概要をご教示願います。

<回答>

【那覇市】

※那覇市は口径別料金制度を採用していますので該当しません。

【沖縄県企業局】

- 1 該当ありません。
- 2 該当ありません。

【沖縄市】

- 1 本市では口径別料金体系を採用しております。
- 2 一般用と連合用の用途変更の場合は、検針後料金確定後でも請求前であれば変更後の用途で再度算定していますが、還付の事例はありません。

【うるま市】

- 1 : うるま市水道事業給水条例施行規程に営業用として規定している。
- 2 : 契約継続中の改造等による店舗営業が発覚した場合、現場調査等を実施し、料率の高い営業用として認定することになる。この認定により、水道料金の遡及または還付が生じた事例はございません。

【浦添市】

- 1 用途認定基準を定めている。
- 2 契約途中の用途変更認定に伴う遡及や還付の事例はありません。

【宜野湾市】

- 1 条例等に用途認定について、詳細は定めていません。
- 2 本市、給水条例において水道使用者等は、用途を変更するときはあらかじめ、管理者に届け出なければならないと定めていることから、用途変更の申請を届け出されていない場合、基本的に遡及及び還付は行っておりません。

※用途変更についての還付事例

使用者より、「現在、用途が営業用になっているが理容室は以前より閉めており、家庭用として使用している」と相談有。

調査を実施。当該使用者の履歴を確認すると、過去に理容室閉店のため、用途変更依頼があったことを確認（家庭用から営業用へ変更依頼）。

その後調査を行い、店舗の閉店により、用途変更の申請を行っていることが確認できたため、本市が当該使用者に対し、過去に用途変更の適用を実施しなかった事を理由として、用途の料金差額分を還付する対応を行っています。

（期間：平成29年2月から令和元年8月調定分）

【宮古島市】

- 1 本市でも料率の異なる2種以上の用途については、料率の高い方によると給水条例で規定しています。要綱は特に定めていません。
- 2 過去にそのような事例はございません。

【石垣市】

- 1 規定はございません。
- 2 給水装置用途変更は届出制のため、遡及ございません。

【糸満市】

- 1 糸満市水道事業給水条例施行規程により認定しています。
- 2 基本的に水道部において用途認定を行うと同時に変更となるので、遡及は行っておりませんが、認定の間違いなどのミスがあれば遡及すべきと考えています。

【名護市】

- 1 給水条例以外で、詳細を規定した要綱等はありません。
- 2 住宅を改装して一部店舗営業を開始したカフェ等があった場合、分かった時点で相手方へ用途変更手続きを行って頂き、次の料金から営業用で料金徴収を行っており

ます。遡及するにはいつ頃から営業を開始したのか正確な状況を確認することが難しいことから、遡及は行っておりません。

【豊見城市】

- 1 用途認定要綱等はないが、豊見城市給水条例の料金に下記の規定あり。
イ 営業用とは、営業又は営業に付随する用途に水道を使用する場合をいう。
- 2 事例：新型コロナウイルス感染症に係る支払猶予申請を受け確認したところ、給水装置設置時点では家事用（36戸）となっていたが、現在ホテルとして運用していることを確認。所有者変更の際に用途変更届がなかったことによるものであることを確認し、遡って用途変更届の提出を求め営業用として徴収。

【南城市】

- 1 していません。
- 2 事例はありません。

【南部水道事業団】

- 1 当企業団におきましては、単一料金体系のため事例は、ありません。

【本部町】

- 1 本部町水道事業給水条例施行規則があります。
- 2 同様な事例はありません。

【西原町】

- 1 無
- 2 無

【北谷町】

- 1 なし
- 2 なし

【嘉手納町】

- 1 規定していない。
- 2 当該事例はございません。

【与那原町】

- 1 与那原町水道給水条例施行規程に基づいています
- 2 家事用→共同用家事用の用途錯誤による還付が発生したことがあります

【金武町】

- 1 本町も用途別料金体系を採用しており、給水条例にて「営業用とは、家庭用及び官公署用に属さない、営業又は営業に付随する用途に水道を使用する場合をいう。」とさだめている為、一部営業として利用していても家庭用としてみなしております。

【久米島町】

- 1 用途別料金体系を採用しておりません

【竹富町】

- 1 規定はありません。他事業体の回答を今後の参考にしたいと思います。
- 2 事例はありません。

【読谷村】

議題提案事業体

【北中城村】

- 1 給水条例で定めた水道料金表で、用途別に付記しておりますが詳細については定めておりません。
- 2 事例はありません。

【中城村】

- 1 詳細な規程等はありません。
- 2 そういった事例はあり得ません。

【今帰仁村】

- 1 会社、工場、その他事業所等が営業に付随して水道を使用する場合としており要綱等はありません。
- 2 他市町村を参考にしたい

【恩納村】

- 1 恩納村水道事業体は口径別で料金を徴収している。
- 2 該当なし

【伊江村】

- 1 規定していない
- 2 事例なし

【国頭村】

- 1 詳細は規定していません。
- 2 還付等の事例はありません。

【宜野座村】

- 1 用途認定要綱はありません。読谷村様のように、本村も用途決定について苦慮しているところです。他市町村様のご意見を参考にしたいと思えます。
- 2 事例なし

【東村】

- 1 特段規定はない
- 2 事例はない

議題 5. 連合栓について（読谷村）

【提案理由】

連合栓の運用等について、お伺いします。

- 1 連合栓の適用を、一般用（家庭用）以外にも行っていますか。
- 2 料金算定の基礎となる戸数の考え方をご教示願います。
- 3 共同住宅の家主が変わり、旧家主で既に連合栓の適用がされていた場合、新家主での給水契約の際にその適用は引き継がれますか。

<回答>

【那覇市】

- 1 住居用と店舗が混在した水栓に対しても適用しております。
- 2 住居用のみを戸数として数えております（店舗は戸数に含めない）。
- 3 引き継がれます。

【沖縄県企業局】

- 1 該当ありません。
- 2 該当ありません。
- 3 該当ありません。

【沖縄市】

- 1 本市では口径別料金体系を採用していますが、建物に対し住宅部分が6割以上の場合に連合専用を適用しております。但し、6割に満たない場合は条件（店舗等は別メーター）が整えば適用します。
- 2 各戸が構造上独立していること。ただし、利用上（トイレ、台所、風呂）独立していれば別世帯と数える。
- 3 新家主にもそのまま連合栓の適用が引き継がれます。

【うるま市】

- 1：営業用でも適用している。
- 2：各部屋に専用給水装置が備えられ、構造上完全に独立している部屋等を1戸としている。
- 3：新家主へは引き継がれない。再度申請が必要

【浦添市】

- 1 一般用（家庭用）以外には連合適用を行っていない。
家事用（一般用）を連合世帯数の対象としている。
※2世帯以上の家事用の部屋があれば、他の部屋が営業用でも連合を適用することができる。
- 2 ①各戸（室）が明確に区分され、それぞれに水道の蛇口があること。
②各戸（室）の使用者が異なっていること。
③各戸（室）の区画にそれぞれ台所、トイレ、お風呂等が設置されていること。
④一個のメーターにより2戸（世帯）以上に給水されていること。
※入居、空き室等は関係なく、居住用としての部屋の戸数
- 3 引き継がれる

【宜野湾市】

- 1 行っていません。家庭用のみに適用しています。
- 2 入居の有無に係わらず、登録戸数での算出です。
- 3 新使用者へ確認し、連合専の案内説明及び引き継ぎを行っています。
※リフォームなどにより、戸数等に異動が生じた場合は、再度申請するよう説明。

【宮古島市】

- 1 連合栓の適用について、一般用・営業用と行っております。
- 2 申請された一般用・営業用の個数により算定しております。
- 3 給水契約（所有者変更）のみを行い、そのまま引き継がれます。

【石垣市】

- 1 該当無し。

【糸満市】

糸満市は連合栓を採用していません。

【名護市】

名護市では連合栓はありません。

【豊見城市】

- 1 一階が店舗の賃貸住宅等にて、家事用と営業用を併用した連合栓の適用がある。営業用のみの連合栓契約は不可。

- 2 家事用の戸数（空き室も戸数に含む）を基準とする。全体の水量を家事用の戸数で除し、家事用で算定。ただし家事用と営業用と併用している場合は全体の水量を家事用の戸数で除し、一戸あたり 25 m³までは家事用で算定、一戸あたり 25 m³を超えた場合は残りの水量を営業用（一戸）で算定する。

（参考）豊見城市給水条例 水道使用料金表 連合専用給水装置

全戸数が家庭用の場合は、使用水量を各戸が平均に使用したものとみなし、家事用で算定する。ただし、雑居ビル等は家事用の戸数で除し、1戸平均が25立方メートルまで使用した場合は家事用で、25立方メートルを超える水量については営業用で徴収する。なお、空き家が生じても戸数とみなす。

- 3 家主（所有者）が変わる際、申請窓口にて継続するかを確認している。おおむね引き継がれることが多い。

【南城市】

- 1 行っていません。
- 2 入居の有無にかかわらず、すべての部屋数としています。
- 3 引き継がれる。

【南部水道事業団】

- 1 行っておりません。
- 2 建物の世帯数
- 3 引き継がれます。

【本部町】

- 1 家事用以外でも行っています。
- 2 メーターの数で算定しています。
- 3 旧家主から新家主へ連合栓の適用は引き継がれます。

【西原町】

- 1 家庭用のみ
- 2 玄関等が別（居住空間が別）
- 3 引き継がれる。

【北谷町】

- 1 なし
- 2 一つの建物について、給水のための親メーターを同じくする戸数（世帯）とし、各室が明確に区分され、それぞれに水道の蛇口、トイレや台所があること、用途が家事用であること等
- 3 旧家主の時より用途や利用形態等の現状に変更がなければ連合用として継続

【嘉手納町】

- 1 行っている。
- 2 料金算定における戸数は、全体の戸数（部屋数）としている。
- 3 新規契約の際に、継続して適用するか確認を行います。

【与那原町】

- 1 共同家事用という種別で運用しているため、共同住宅が対象との認識です。
- 2 全戸数が家事用の場合は、使用水量を各戸が平均に使用したとみなし、家事用で算定する。ただし、雑居ビル等は家事用で除し、1戸平均が25立方メートル以下の水量を使用した場合は家事用で、25立方メートルを超える水量を使用した場合は営業用で徴収する。なお、空き家が生じても戸数とみなす。
(与那原町水道給水条例 抜粋)
- 3 事例はありませんが、特に申出がなければ引き継がれるものと考えます。

【金武町】

- 1 行っておりません。
- 3 事例はないですが、引き継がれるものと考えております。

【久米島町】

- 1 一般用（家庭用）以外での設定はなし
- 2 利用者が異なる各戸が明確に区分され、それぞれに台所、トイレといった設備があること
- 3 家主が変わった場合も変更の申請がない場合は契約は引き継がれる

【竹富町】

事例なし。

【読谷村】

議題提案事業体

【北中城村】

- 1 家事用のみ適用
- 2 共同住宅等の入居戸数
- 3 新家主が判明した時点で新たに連合専用の申請をしてもらう

【中城村】

- 1 営業用での適用あります（※ただし営業用のみの場合適用はありません。
例：1階部分が店舗、2階からは住居の場合、家事用と営業用で適用します。）
- 2 行き来できない一つの独立した空間で、用途ごとに認められることです。
- 3 引き継がれます。

【今帰仁村】

- 1 他市町村を参考にしたい
- 2 他市町村を参考にしたい
- 3 他市町村を参考にしたい

【恩納村】

- 1 一般用のみ連合栓を適用しています。
- 2 親メーターから連合して使用する世帯数は、入居している部屋数、但し、分譲住宅等においては給水装置申し込み及び工事申請書の部屋数とする。
- 3 給水契約者、所有者、管理人等の変更がある場合は、連合専用給水装置適用変更届を提出していただいています。

【伊江村】

- 1 行っていない

【国頭村】

- 1 連合栓の運用は行っておりません。

【宜野座村】

- 1 連合栓の運用なし

【東村】

- 1 連合栓の適応はない

議題 6. 水道事業業務に関する業務委託の契約方法について（名護市）

【提案理由】

前年度に類似の議題がありましたが、各水道事業体の業務委託の契約方法についてご教授をお願いします。

名護市では、上下水道料金徴収及び検針業務を平成 11 年度から名護市管工事協同組合へ委託しております。令和元年度水道事業決算審査の際、監査委員から長年同一の業者へ随意契約により業務委託することは価格競争原理が働きにくいことから契約額の妥当性や契約方式の見直しを検討されたいと指摘を受けております。

各水道事業体では、上下水道料金徴収及び検針業務を包括的又は個別に業務委託を行っていると思いますが、その業務委託の契約方法（随意契約・指名競争入札・プロポーザル方式等）をご教示をお願いします。

1. 業務内容及び契約方法

2. 1 で随意契約と回答した事業体に伺います。

随意契約とする具体的な理由をご教示願います。

<回答>

【那覇市】

1 包括業務委託

主な業務内容は、窓口受付・収納・検針・開閉栓・滞納整理・各戸検針制度関連・下水道及び再生水関連認定業務、その他関連業務です。

契約方法：随意契約（地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号）

2 お客様サービスのより一層の向上と更なる業務の効率化を目指し、優れた業務遂行能力を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により選定しました。

【沖縄県企業局】

1 料金徴収及び検針業務の委託は行っていません。

【沖縄市】

1 ・水道メーター検針等業務委託 指名競争入札

・水道メーター開閉栓等業務委託 指名競争入札

（開閉栓業務委託には現場清算が含まれていますが、窓口における徴収業務は委託していません。）

【うるま市】

- 1：本市に於いて検針、開閉栓及び窓口業務をシルバー人材センターと随意契約により業務委託しております。
- 2：地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に規定されるシルバー人材センターとの契約

【浦添市】

- 1 業務内容：検針業務・異常水量調査業務・メーター開閉栓業務
契約方法：随意契約
- 2 現在、他業務を含めた包括業務委託を検討しており、その際に契約方法についても検討を行う予定。

【宜野湾市】

- 1 上下水道料金徴収：局員 ※局窓口収納・現地徴収
検針業務：事業者（委託：随契）
- 2 随契理由
検針業務：検針業務は市民の水道料金に直接関わることから、検針業務を正確かつ迅速に行うと同時に、水道使用状況（使用水量の大幅な増減）や漏水等を発見した場合、速やかに水道使用者及び上下水道局へ報告する必要があります。その際に現場の地理状況を十分に把握し、異常がある場合は状況判断を的確に行う必要があります。対応が遅れが生じれば水道使用者とのトラブルの要因になります。よって検針業務は、検針場所の把握、現場状況を熟知し対応することが必要であることから、随意契約を行っています。

【宮古島市】

- 1(1)上下水道料金徴収について、委託は行っておりません。
- (2)検針業務は個別契約で行っております。

【石垣市】

- 1 水道事業支援業務（給水装置修理、水質検査、量水器開閉栓、量水器取替）・随契
- 2 他に業務委託可能な事業者が無いため。

【糸満市】

- 1 業務内容：窓口業務、開閉栓業務、検針業務、量水器取替業務、給水停止業務他。
契約方法：随意契約
- 2 業務の確実・円滑な遂行には、豊富な知識と経験が重要であり、その性質から競争入札には適しないと判断しています。

【名護市】

議題提案事業体

【豊見城市】

- 1 業務内容：(1) 窓口業務
(2) 検針及び検針管理業務
(3) 異常水量確認業務
(4) 開閉栓等業務
(5) 給水停止業務
(6) 滞納整理業務（補助）
(7) 連合栓給水装置及び各戸検針に関する業務
(8) その他（1）から（7）までに付随する業務

契約方法：プロポーザル方式

【南城市】

- 1 業務内容：水道メーター検針事務及び料金徴収
契約方法：個別面接による随意契約
- 2 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づくもので、性質又は目的が価格で競争させるものではないと考えているため。

【南部水道事業団】

- 1 開閉栓業務、検針業務 毎年指名競争入札
- 2 なし

【本部町】

- 1 上下水道料金検針業務委託契約（随意契約）
- 2 本町では、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第7号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。）を根拠法令として、個人との契約を結んでいます。

【西原町】

- 1 個人契約の毎年更新。

【北谷町】

- 1 料金徴収業務については委託無し。
検針業務の委託内容については、水道メーターの検針及び検針票（上下水道料金のお知らせ兼領収書）の配布、ハンディターミナルへの検針用データ入力をはじめ、

漏水等をはじめとする検針業務に関連する調査や報告、広報チラシ等配布業務、委託者が必要に応じ指示する業務等について随意契約により契約締結。

- 2 検針員個人への委託から業者委託とすることで、事務管理やバックアップ体制（病欠等による代替検針員配置）の確保をはじめとする緊急時対応についての課題を払拭するとともに、委託業者が他業務委託を通じて北谷町の水道施設管理に関しても熟知しており、また他自治体における検針業務等の業務実績やデータからのノウハウ活用等により、検針業務に有効な検針順路図作成、適正な検針人員の設定及び検針区域の再設定等といった検針業務に大きな付加価値を付けることが可能となることに加え、個人情報の管理手法である「ISO27001」の管理手法の基で従事者教育も可能であるといったことを踏まえ、随意契約によることとしている。

【嘉手納町】

- 1 業務内容：量水器検針委託業務
契約方法：随意契約
- 2 検針期間が決まっているため、効率的に検針を行うには地域の熟知が必要。地域を知っている為、漏水の早期発見や独居世帯の様子も伺えるなどメリットもある。年度毎等で検針員を入替えた場合、効率的に動けるまで時間を要する。そのため現在のところ随意契約となっている。しかしながら、検針員が病気をしたなどの長期不在等の対応ができない為、今後人数を増やす、又は、外部委託等も視野に入れている。

【与那原町】

- 1 検針業務を個人と随意契約しております。

【金武町】

- 1 検針、料金徴収、施設管理。 契約方法は、個人との随意契約。
- 2 長年従事していて、本町の事を熟知している為。

【久米島町】

- 1 現場管理業務（2名）、検針業務（10名）ともに随意契約
- 2 随意契約の理由 他に契約を希望する者がいないため

【竹富町】

- 1 検針及び集金委託業務 14人
- 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号になるかと思ひます。

【読谷村】

- 1 検針業務（個人委託）

【北中城村】

- 1 検針業務を随意契約
- 2 検針業務の特性を考慮し実績のある安定した事業者による継続的な執行が望ましいため

【中城村】

- 1 料金徴収について委託はしていません。
検針業務については個別に委託しており、契約方法は随意契約です。
- 2 委託料が少額であることに加え、競争入札に付することが不利と認められるためです。

【今帰仁村】

- 1 現在業務委託無し

【恩納村】

- 1 定期検針委託業務（個人委託・公募）
上下水道料金徴収業務に関しては委託していない。

【伊江村】

- 1 施設・設備管理及び水道業務全般、随意契約
- 2 村内で見積もり依頼したところ、提出が1社のみであったため他社へ聞き取り調査したのち、伊江村の随意契約ガイドラインに沿って単年契約

【国頭村】

- 1 料金徴収、検針業務は水道係で行っております。（職員3名、任用職員1名）

【宜野座村】

- 1 検針業務協議書を交わしています。

【東村】

- 1 随意契約を行っている
- 2 個人情報保護や集金業務という観点から、過去の業務実績を勘案し最適と思われる方へ委託している。

議題 7. 還付加算金の付加について（沖縄市）

【提案理由】

本市では、水道料金に過誤納付等があった場合、料金還付の際に還付加算金を付加しておりません。条例や規程等にも還付加算金に関する規定はないことから、これまで特に問題となったことはありませんでした。

令和2年4月の組織統合に伴い上下水道局となりましたが、下水道課では、以前から下水道使用料のみの還付が発生した場合には還付加算金を付加していたことから、同一組織であるにもかかわらず水道料金と下水道使用料で違いが出るようになりました。

そこで、各事業体において、還付加算金に関してどのように取り扱っているか以下のことについてご教授をお願いします。

(1) 還付加算金を付加していますか

水道料金 (有 ・ 無)

下水道使用料 (有 ・ 無)

(2) どのような場合に還付加算金を付加していますか。

①すべての過誤納金

②重複納付

③漏水減免に伴う還付

④誤検針等の料金更正に伴う還付

⑤その他

(3) 還付加算金を付加している根拠又は付加していない根拠がお分かりの場合にはご教授をお願いします。

<回答>

【那覇市】

1 水道料金 (有 ・ 無)

下水道使用料 (有) ・ 無)

2 ①すべての過誤納金

3 ・ 還付加算金を付加している根拠（下水道使用料）

→地方自治法第231条の3第4項、地方税法第17条の4

【沖縄県企業局】

1 水道料金 (有 ・ 無)

~~下水道使用料 (有 ・ 無)~~

2 該当ありません。

3 該当ありません。

【沖縄市】

1 水道料金 (無)

下水道使用料 (有)

2 ①すべての過誤納金

【うるま市】

1 水道料金 (有 ・ 無)

下水道使用料 (有 ・ 無)

3 うるま市給水条例第 33 条第 6 項の規定により還付加算金の規定がありますが、現在は該当する事項がありません。

【浦添市】

1 水道料金 (有 ・ 無)

下水道使用料 (有 ・ 無)

2 ①すべての過誤納金

3 ・ 上水道は 7.3% (根拠：浦添市水道事業給水条例第 32 第 6 項)

・ 下水道は 3.0% (根拠：民法 704 条 民事法定利率 3%)

(下水道条例に還付加算金に関する事項がないので、民法を準用)

【宜野湾市】

1 水道料金 (有 ・ 無)

下水道使用料 (有 ・ 無)

3 還付加算金を付加していない経緯については、調査・研究中。

他の事業体より還付加算金について、ご教授いただきたい。

【宮古島市】

1 水道料金 (有 ・ 無)

下水道使用料 (有 ・ 無)

【石垣市】

1 水道料金 (有 ・ 無)

下水道使用料 (有 ・ 無)

【糸満市】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)
- 2 ①すべての過誤納金
- 3 地方自治法第 231 条の 3 第 4 項

【名護市】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)

【豊見城市】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)
- 3 当事業体にて還付加算金を付加していない明確な根拠については不明であり、他市の状況を参考にしたい。

【南城市】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)
- 3 現在、条例等で規定がないため。

【南部水道事業団】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
- 2 ④誤検針等の料金更正に伴う還付
- 3 ○企業団側の誤りがあったと判断された場合【給水条例 30 条第 6 項】
企業長は、過誤納金を還付するときは、その納付の翌日から還付を決定した日までの期間の日数に応じて、還付すべき金額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年 7.3%の割合を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を、還付加算金額の確定金額が 10 円未満のときは、その全額を切り捨てるものとする。）を加算して、還付しなければならない。

【本部町】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)

【西原町】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)

【北谷町】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)

2 ④誤検針等の料金更正に伴う還付

- 3 下水道使用料については、地方自治法第 231 条の 3 により地方税に準じて還付加算金を付加。ただし、還付加算金が千円未満の場合は加算されないため直近での支払い事例は無し。

水道料金は上記内容に沿わないものとして付加されていないものと思われます。

【嘉手納町】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)

3 本町の条例や規定等に、還付加算金に関する規定はありません。

他事業体の回答を参考にしたいと思います。

【与那原町】

- 1 水道料金 (無)
下水道使用料 (無)

【金武町】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)

【久米島町】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)

【竹富町】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)

【読谷村】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)

【北中城村】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)

【中城村】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)

【今帰仁村】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
~~下水道使用料 (有 ・ 無)~~ 事業なし

【恩納村】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)

【伊江村】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)

【国頭村】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)

【宜野座村】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)
下水道使用料 (有 ・ 無)

【東村】

- 1 水道料金 (有 ・ 無)

議題 8. 連合申請に対する決定等の通知について（沖縄市）

本市では、連合申請を受理した際、現場調査、決裁、システム入力を実施し、連合への変更となりますが、申請者への決定通知等を行っておりません。申請は窓口で行うため、申請時に連合による料金算定開始予定月を口答で説明しています。

しかし、「申請」であることから、本来は何らかの「決定」「不決定」等を通知する必要があるのではないかと考えています。

そこで、各事業体において、連合申請に対する決定等の通知に関してどのように取り扱っているか以下のことについてご教授お願いします。

(1) 決定等の通知を行っていますか（ 有 ・ 無 ）

(2) 通知の方法（ 電話 ・ 文書 ・ その他 ）

(3) 文書による通知を行っている場合、可能であれば様式等の提供をお願いします。

<回答>

【那覇市】

1 (有 ・ 無)

2 (電話 ・ 文書 ・ その他 窓口)

【沖縄県企業局】

該当ありません。

【沖縄市】

1 (無)

【うるま市】

1 (有 ・ 無)

2 (電話 ・ 文書 ・ その他)

【浦添市】

1 (有 ・ 無)

2 (電話 ・ 文書 ・ その他 受付時に口頭で説明)

【宜野湾市】

1 (有) ・ 無)

2 (電話 ・ 文書) ・ その他)

3 連合専用途認定等の決定後、連合専申請書（適用開始月記載有）の写しを申請者に郵送し、通知しています。

【宮古島市】

1 (有 ・ 無)

【石垣市】

該当無し。

【糸満市】

糸満市は連合栓は採用していません。

【名護市】

名護市では連合栓はありません。

【豊見城市】

1 (有 ・ 無)

【南城市】

1 (有) ・ 無)

2 (電話) ・ 文書 ・ その他)

【南部水道事業団】

1 (有 ・ 無)

2 (電話) ・ 文書 ・ その他)

【本部町】

1 (有 ・ 無)

【西原町】

1 (有 ・ 無)

2 (電話 ・ 文書) ・ その他)

【北谷町】

1 (有 ・ 無)

2 (電話 ・ 文書 ・ その他)

検針票（使用水量のお知らせ）内の用途欄に「連合栓」の表記あり。

【嘉手納町】

1 (有 ・ 無)

【与那原町】

1 (無)

【金武町】

1 (有 ・ 無)

【久米島町】

1 (有 ・ 無)

【竹富町】

事例がありません。

【読谷村】

1 (有 ・ 無)

2 (電話 ・ 文書 ・ その他)

3 別紙1

【北中城村】

1 (有 ・ 無)

2 (電話 ・ 文書 ・ その他)

【中城村】

1 (有 ・ 無)

2 (電話 ・ 文書 ・ その他)

【今帰仁村】

連合栓の取り扱いがない

【恩納村】

1 (有) ・ 無)

2 (電話 ・ 文書) ・ その他)

【伊江村】

1 (有 ・ 無)

【国頭村】

連合栓の運用をしていないため、該当しません。

【宜野座村】

1 (有 ・ 無)

【東村】

連合栓の実績はない

議題 9. 自組織の情報セキュリティ対策の改善に向けた監査実施状況について

(那覇市)

【提案理由】

当市では、情報セキュリティ対策の実効性を確保するため、既存の情報セキュリティに係る方針や基準を見直し、「水道分野における情報セキュリティガイドライン」(第4版)等の内容を参考にした文書の新規策定を検討しています。ガイドライン等では、策定した目標や計画の進捗状況を客観的に評価し、情報セキュリティ対策を継続的に改善するための場として、監査の実施が有効であるとされ、当市でもそのように認識しております。しかし、監査実施のために必要なノウハウ、人員等が不足しており、実施に至るまでに大変苦慮しております。

つきましては、他事業体における情報セキュリティ監査の実施状況に関し、以下の項目についてご教示願います。

①情報セキュリティ対策の改善に向けた監査を実施していますか。

- (ア) 内部監査、外部監査共に実施
- (イ) 内部監査のみ実施
- (ウ) 外部監査のみ実施
- (エ) 実施していない

②監査実施の効果(①で(エ)以外の選択肢に該当する場合)及び、今後の監査実施計画等について、お聞かせください。

<回答>

【那覇市】

議題提案事業体

【沖縄県企業局】

- ①(イ) 内部監査のみ実施
- ②毎年、各課所へ向けて情報セキュリティ自己点検の依頼をしており、来年以降も実施予定です。

【沖縄市】

- ①(エ) 実施していない

【うるま市】

- ①(エ) 実施していない
- ②予定していません。

【浦添市】

- ①エ 実施していない

【宜野湾市】

- ①(エ) 実施していない

【宮古島市】

- ①(エ) 実施していない

【石垣市】

- ①(エ) 実施していない

【糸満市】

- ①(エ) 実施していない
- ②市の情報システム関係部署と連携を取りながら情報セキュリティ対策を講じており、独自監査の実施について現状では考えていない。

【名護市】

- ①(エ) 実施していない

【豊見城市】

- ①(エ) 実施していない

【南城市】

- ①(エ) 実施していない
- ②監査実施計画なし

【南部水道事業団】

- ①(エ) 実施していない

【本部町】

- ① (エ) 実施していない
- ② 現時点では監査実施の予定はありません。

【西原町】

①(エ) 実施していない

【北谷町】

①(エ) 実施していない

【嘉手納町】

①(エ) 実施していない

【与那原町】

①(エ) 実施していない

【金武町】

①(エ) 実施していない

【久米島町】

①(エ) 実施していない

【竹富町】

①(エ) 実施していない

【読谷村】

①(エ) 実施していない

【北中城村】

①(エ) 実施していない

【中城村】

①(エ) 実施していない

【今帰仁村】

①(エ) 実施していない

【恩納村】

①(エ) 実施していない

【伊江村】

①エ

【国頭村】

①(エ) 実施していない

【宜野座村】

①(エ) 実施していない

【東村】

①(エ) 実施していな

議題 10. 情報セキュリティ対策に関する演習・訓練等の実施、参加状況について
(那覇市)

当市では、情報セキュリティ対策の実効性を確保するため、既存の情報セキュリティに係る方針や基準を見直し、「水道分野における情報セキュリティガイドライン」(第4版)等の内容を参考にした文書の新規策定を検討しています。ガイドライン等では、サイバー攻撃等に対する自組織の対処能力の向上のために演習及び訓練の実施が有効であるとされ、当市でもそのように認識しています。自組織で企画する演習・訓練のほか、政府機関や公的機関が提供しているもの、関係主体間で合同により企画するものなどがあれば、当市も実施及び参加を検討しております。つきましては、情報セキュリティ対策に関する演習・訓練等の実施、参加状況に関し、以下の項目についてご教示願います。

①情報セキュリティ対策に関する演習・訓練等を実施、参加していますか。

- (ア) 自組織で企画し実施
- (イ) 関係主体と合同で企画・実施
- (ウ) 政府機関や公的機関が提供しているものに参加
- (エ) 民間企業が提供しているものに参加
- (オ) その他
- (カ) 実施、参加しているものは無い

②今後の演習、訓練等の実施、参加予定について、お聞かせください。

<回答>

【那覇市】

議題提案事業体

【沖縄県企業局】

- ①(ア)自組織で企画し実施
- ②e ラーニングによる情報セキュリティ分野の研修を行う予定です。

【沖縄市】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い

【うるま市】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②予定していません。

【浦添市】

- ①カ 実施、参加しているものは無い
- ②今後の予定はございません。

【宜野湾市】

- ①(カ)その他 (市長部局において行っている研修に参加しています。)
- ②予定はありません。

【宮古島市】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②今後の演習・訓練参加予定等はございません。

【石垣市】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②現在のところ、予定無し。

【糸満市】

- ①(カ)その他 → (市において研修等を実施)
- ②特になし。市と連携をとりながら情報セキュリティ対策に係る職員のスキルアップに努める。

【名護市】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②特に予定はありません

【豊見城市】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②今後の演習、訓練等の実施、参加予定は未定です。

【南城市】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②なし

【南部水道事業団】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②今後の演習、訓練等の実施については未定です。

【本部町】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②現時点では実施、参加の予定はありません。

【西原町】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②現時点で演習等を開催する計画は無し。

【北谷町】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②現在予定なし。

【嘉手納町】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②特になし

【与那原町】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い

【金武町】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い

【久米島町】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②今後の予定等はない

【竹富町】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②予定はありません。

【読谷村】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い

【北中城村】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い

【中城村】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②現在のところ実施及び参加予定等はありません。

【今帰仁村】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い

【恩納村】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②現時点では計画無し。

【伊江村】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②予定なし

【国頭村】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い

【宜野座村】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②他市町村様の事例を参考に検討したいと思います。

【東村】

- ①(カ)実施、参加しているものは無い
- ②現在のところ予定なし

議題 11. 在宅勤務時のコンピュータシステムへの家からのアクセスについて（那覇市）

【提案理由】

当市では新型コロナウイルスで在宅勤務を余儀なくされた時期がありましたが、当市が普段から利用しているシステムやファイルサーバーなどはほとんどオンプレミスであり、安全に家からシステムにアクセスする仕組みがなく、家でできる仕事は情報収集程度だったという職員も数多くいました。

今後も在宅勤務をする状態がどの程度あるのか見えない中、どの程度費用をかけて準備するのか、またそもそも職場のデータを家に持ち帰っていいのかという根拠（要綱等）の整備に苦慮しているところです。

そこで、他自治体の、在宅勤務中に家からシステムへアクセスする仕組みや、それに関する要綱等についてご教示願います。また web 会議システムについてもご教示ください。

（1）在宅勤務を何日程度実施しましたか

那覇市回答：27日間（ゴールデンウィーク含む）は職員をA班B班に分け、一日交替で出勤したため、週休、休日等を除き、実質残りの半分は在宅勤務であった。

（2）在宅勤務の際、家からアクセス可能であるシステムの種類または名称を教えてください。またそれぞれのシステムがクラウドかオンプレかもお答え下さい。

回答例：グループウェア（クラウド）、ファイルサーバー（クラウド）、料金調定システム（オンプレ）、マッピングシステム（オンプレ）、積算システム（オンプレ）など

那覇市の回答：アクセス可能なシステムはなし

※以下、問（3）（4）（5）（6）は（2）でアクセス可能なシステムが「ある」と答えた方のみ回答してください。「なし」と答えた方は（7）に進んでください。

（3）在宅勤務で使用するパソコンは、どのように準備しましたか。

ア. 在宅勤務専用のパソコンを調達し職員に配布した

（おおよその台数もお答えください）

イ. それまで職場で各自が使っていたパソコンを家に持ち帰った

ウ. 職員個人の私物のパソコンを使用した

エ. その他（具体的に書いてください）

（4）家からアクセスする回線はどうしましたか

ア. 個人が家で使っていたインターネット回線を使用（回線を利用してなかった人への対応も書いてください）

イ. モバイルルーターを契約し配布した。(台数と費用も教えてください)

ウ. その他 (具体的に書いてください)

(5) 家から職場のシステムにアクセスするにあたり通信セキュリティを確保するために、何かソフトやシステムを使用しましたか。

(6) 家で使用するパソコンのセキュリティを確保するため、に特に気を付けたことは何ですか。そのためにソフトやシステムを使用しましたか。

(7) 仕事上のデータを家でも扱うことができる根拠 (ポリシー、要綱等) がありましたら、その名称を教えてください。

(8) 在宅の職員と web 会議を行いましたか。

(9) 職員以外の外部の人と利用可能な web 会議システムがありますか。

<回答>

【那覇市】

議題提案事業体

【沖縄県企業局】

(1) 7日程度です。

(2) リモートによる PC のアクセスはありません。

(7) 在宅勤務の実施方法に関する通知において、所属長の承認を得た上で職場の PC や、データ等を持ち出し可能である旨明記しています。(在宅勤務命令簿)

(参考) 沖縄県企業局における新型コロナウイルス感染症対策について(依命通達)の別紙 新型コロナウイルス感染拡大防止するための在宅勤務の実施について

1～4略

5(2)ウ 業務の内容から一括調達パソコンや所属で管理する USB 等の企業局保有の IT 資産の使用が必要な場合には所属長の承認を得た後、持ち出すことを可とするが、移動時の取扱い(直行直帰とする等)や自宅での保管に当たって、厳重に管理し、紛失・盗難・破損等が無いよう取り扱うこと。(以下、略)

(8) 行っていません。

(9) Zoom、Webex 等です。

【沖縄市】

- (1) 21日間（4月15日～5月12日）※祝日除く
- (2) アクセス可能なシステムなし

【うるま市】

- (1)うるま市では、4月20日～5月13日の24日間実施しました。
- (2)うるま市は、アクセス可能なシステムはないです。
- (7)要綱等はないです。
- (8)Web会議は行ってないです。
- (9)あります。(iPadを利用したZoomでの会議)

【浦添市】

本市でも在宅勤務を実施しましたが、システムはオンプレミスであり、外部からアクセスする仕組みはございません。在宅職員は貴市同様、情報収集中心でした。WEB会議システム（Zoom、webex、teams）も本庁では9台の借用が可能となっておりますが、在宅勤務でWEB会議の活用までにはいたりませんでした。

- (1) 21日間（ゴールデンウィークを含む）で、2班に分かれて隔日出勤
- (2) 家からのアクセス可能なシステムはございません。

グループウェア：オンプレ

ファイルサーバー：オンプレ

料金調定システム：オンプレ

財務会計システム：オンプレ

マッピングシステム：オンプレ

積算システム：オンプレ

【宜野湾市】

- (1)4月17日～5月13日 7、8日間（土日祝祭日を除く）
2班に分け、隔日に出勤いたしました。
- (2) アクセス可能なシステムはありません。
- (7) ありません。
- (8) 行っておりません。
- (9) Zoomを利用しました。

【宮古島市】

- (1) 4月27日～5月11日まで7日間（祝祭日を含まない）
各係2班に分け1日交替で勤務、実際の勤務は3、4日であった。
- (2) アクセス可能なシステム無し
- (7) なし
- (8) なし
- (9) なし

【石垣市】

- (1) 4/20～5/6の期間中、実質9日間（土日、祝祭日含まず）。
那覇市と同様に、原則隔日勤務ということでしたが、（業務や職員数の状況等）困難な場合は、午前・午後の2交代での対応も可能であったため、各係等の状況に応じて実施しました。
- (2) アクセス可能なシステム無し。
- (7) 無し。
- (8) 行っていません。
- (9) web会議システムはあるが、市長部局のシステム担当部署で管理しています。

【糸満市】

- (1) 約10日
- (2) アクセス不可 オンプレ
- (7) 糸満市情報セキュリティポリシー
- (8) 未実施
- (9) 市が運用するWeb会議システムが利用可

【名護市】

- (1) 17日間（ゴールデンウィークを除く）は職員をA班B班に分け、一日交替で出勤。
週休・休日等を除き半分は在宅勤務。
- (2) アクセス可能なシステムはありません。
グループウェア（オンプレ）、料金調定システム（オンプレ）、
マッピングシステム（オンプレ）、積算システム（オンプレ）
- (7) 「名護市情報セキュリティ対策基準」
- (8) 行っておりません
- (9) 本庁の情報セキュリティ担当部署が管理する下、指定された場所で職員以外の外部の人との利用可能なweb会議回線があります。

【豊見城市】

- (1) 4月20日から5月14日（5月の連休を含まない）の15日間で、A Bのグループに分かれて実施しました。
- (2) なし。

【南城市】

- (1) 在宅勤務は実施しておりません。
- (2) アクセス可能なシステムはありません。
- (7) なし
- (8) なし
- (9) なし

【南部水道事業団】

- (1) 4/22（水）から5/14（木）まで → 休祝日を除き13日間
 - ・ A 班、B 班、2 班の交互勤務体制8/6（木）から8/28（金）まで → 休祝日を除き16日間
 - ・ A 班、B 班、C 班、3 班の2 勤1 在宅勤務体制
- (2) アクセス可能なシステム：無し

【オンプレ】

料金調定システム、会計システム、マッピングシステム、積算システム

- (7) 根拠はありません。
- (8) web 会議システムの整備が無く、行えませんでした。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないことから、今後はweb 会議システムを導入し、在宅勤務者または外部の業者と協議ができる環境を整えたいと考えております。

【本部町】

- (1) 15日（4月20日～5月14日）
- (2) アクセス可能なシステムはありません。
- (7) 公文書等の持ち出しについては、本部町個人情報保護条例、本部町電子計算機の管理運営に関する規定等に基づき、所属長の承認を得て実施する事になっていました。
- (8) 行っていません。
- (9) 在宅勤務終了後に web 会議での対応が可能になりました。

【西原町】

- (1) 23 日間
- (2) アクセス不可
- (7) 無
- (8) 無
- (9) 有

【北谷町】

- (1) 令和 2 年 4 月 21 日(火)～5 月 15 日(金)の間。土日・祝祭日は除く 15 日間。
基本 A 及び B の 2 班体制、1 日交替で出勤し、出勤者以外は在宅勤務。
- (2) なし
- (7) 上記(1)の期間以降の第 2 波発生時における在宅勤務を想定した対応として、在宅勤務時に持ち帰る資料については、北谷町情報公開条例第 7 条に規定する非公開情報以外とすること。また、数値資料等の電子データの持ち帰りについては、各課に割り当てられた USB 及び、ファイルにパスワード設定を施した上での自宅用メールアドレスへの送受信を可とし、情報政策課にて準備した USB による持ち出し等にあたっては、事前に持ち出す内容について情報セキュリティ管理者の許可を得て、パスワードを設定すること等、各所属長の管理の元、北谷町情報セキュリティポリシーに則った運用により可としている。
- (8) なし
- (9) 上下水道課のみでの利用を目的とする既設の Web 会議システムは無し。
本庁側を含めオンライン会議が可能なアプリについて現状で特に制約は無いが、一般的に Z o o m (ズーム)、W e b e x (ウェベックス)、S k y p e (スカイプ) などを利用されるケースが多いことから、各システムの利用を想定。

【嘉手納町】

- (1) 在宅勤務なし。
在宅勤務については、在宅勤務の内容及び勤務管理等が確立されていないため、想定されていません。外部からシステムへのアクセスや、書類・データの持ち帰りもできない為、在宅勤務は出来ない状況です。4/23～5/20 の交替勤務期間中は、2 班に分かれ勤務。新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合は特別休暇を取得し(家庭で子どもを見る人がいない場合等)、ほとんどは、年休や夏季休暇等で処理しております。
- (2) アクセス可能システムなし。 システムはオンプレミス
- (7) なし
- (8) 行っていない
- (9) なし

【与那原町】

- (1) なし

【金武町】

- (1) 26日間は職員をA班B班に分けて一日交替で出勤した。
(2) アクセス可能なシステムはなし。
(7) 本町ではありません。
(8) 行っておりません。
(9) 本町ではありません

【久米島町】

- (1) 実施していない
(2) 対象外
(7) なし
(8) なし
(9) なし

【竹富町】

- (1) 在宅勤務なし
(7) テレワーク対象職員専用パソコン利用基準
(8) 行っていません。
(9) 事務作業の端末のため、原則外部との接続は禁止となっております。

【読谷村】

- (1) 22日間（土日、祝祭日含む）実施。
職員を2班に分けて、1日おきに交代勤務を行った。
(2) アクセス可能なシステムはなし。
(7) 特になし。
(8) 行っていない。
(9) 一般部局側で整備されている。

【北中城村】

- (1) 「沖縄県緊急事態宣言」 4月5月期間中の25日間及び同8月9月期間中の24日間（計49日間）
- (2) 北中城村においてはアクセス可能なシステムはありません。
- (7) 根拠等はありません
- (8) 行っていません
- (9) 上下水道事業独自ではありません

【中城村】

- (1) 18日間（ゴールデンウィーク含む）。期間中は職員をA班、B班に分け、一日交替で出勤しました。
- (2) アクセス可能なシステムはありません。
- (7) 根拠はありません。
- (8) web会議の実績はありません。
- (9) 水道事業体としては整備しておりません。

【今帰仁村】

- (1) 4月22日から5月1日の間10日間（土日祝祭日を含む）をA班B班に分け出勤した。
- (2) なし
- (7) なし
- (8) なし
- (9) なし

【恩納村】

- (1) 22日間（ゴールデンウィークを含む）実施した。A班B班に分け、一日交替で出勤しその内3日間両班とも在宅勤務を行った。
- (2) 家からアクセス可能なシステムを活用していない。
- (8) 行っていない。用事の際は電話にて対応。
- (9) web会議システムは活用していない。

【伊江村】

- (1) 実施していない
- (2) 「なし」
- (7) 「なし」
- (8) 「なし」
- (9) 村役場庁舎内にあります

【国頭村】

- (1) 4月に4日間、8月に8日間実施しました。職員を2班に分けて1日交替で勤務しました。
- (2) アクセス可能なシステムはありません。
- (8) 行っていません。

【宜野座村】

- (1) 4月～5月に25日間（ゴールデンウィーク含む）、8月に10日間、在宅勤務実施。那覇市同様、2班体制の一日交替制を実施。
- (2) アクセス可能なし
- (8) 実績なし
- (9) あり

【東村】

- (1) 19日間実施 水道業務を職員1名、会計任用職員1名の2名で午前午後の交互出勤を行った。
- (2) 無し
- (7) 持ち出ししていない
- (8) 電話でのやり取りのみ
- (9) 無し

議題 12. 新型コロナ蔓延期に係る給水停止業務について（豊見城市）

【提案理由】

本市では新型コロナウイルス感染症に係る対応として、上水道基本料金半額減免（3か月）や上下水道料金支払猶予等で対応しておりますが、上水道の給水停止業務について、新型コロナ蔓延期に際し平常時と異なる対応をとっている、または要項等を定めている例があれば情報提供を頂きたい。

<回答>

【那覇市】

本市では令和2年4月から料金滞納に伴う給水停止業務を留保しておりますが、特段要綱等は定めていません。令和2年3月18日付け、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長発出 薬生水発 0318 第1号でありました、「機械的な給水停止の回避等、柔軟な措置の実施を検討いただきますよう」に沿った対応としています。また、給水停止予告書の通知は、従来の現地配布から郵送へ変更し電話催促等を行っています。

【沖縄県企業局】

該当ありません。

【沖縄市】

本市は、新型コロナに関する支援策は、6月～8月検針分の基本料金全額免除と3月～6月検針分対象を最大4か月の支払い猶予で行っております。

通常時の給水停止に関する要項等もなく、また、新型コロナ特別要項も制定しておりません。

本市では新型コロナウイルス感染症の予防策のひとつとして衛生環境の確保の観点から「手洗い・うがい」の必要性を考え、空き家等を除き滞納による給水停止は実施しておりません。

【うるま市】

新型コロナウイルス蔓延期においては、給水停止業務は行っておりません。

【浦添市】

新型コロナウイルス感染症の影響により納付困難と相談があった水道使用者に対して徴収猶予を行い給水停止は行っていません。

その他の水道使用者に対しては、督促→催告→給水停止事前通知を行い、それでも連絡や納付相談がない場合は給水停止を行っています。

【宜野湾市】

本市では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急経済対策の取組として、上下水道局と給水契約を締結している水道使用者（家庭用・営業用・連合専用）を対象に、4か月間（6月から9月分）水道の基本料金を免除しています。また、新型コロナウイルスの影響で上下水道料金の支払いが困難な使用者については、納付期限から3か月間猶予する経済対策も併せて行っています。

水道料金滞納による給水停止の執行は、現在行っていません。また要綱等については、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う水道基本料金の免除に関する規程」は定めていますが、新型コロナウイルスの影響による上下水道料金の猶予については、内規による運用を行っています。

【宮古島市】

給水停止業務は実施しています。

【石垣市】

本市では、3月調定分・4月調定分の2か月分について、支払期限を3か月延長の支払猶予を実施しました。給水停止につきましては、4月・5月の給水停止は、長期滞納や悪質な約束不履行者を対象とし、6月以降は通常より1か月または2か月長く猶予期間を経過した後に給水停止を実施しています。要綱等は特に定めておりません。

【糸満市】

特に要綱等は定めておりませんが、猶予申請者以外でも納付相談があった場合、納付約束を行い、その間、給水停止は行っておりません。

【名護市】

令和2年4月に実施した給水停止業務については、通常どおりの給水停止を実施しました。しかし、厚生労働省からの令和2年3月24日付け事務連絡にて支払猶予等について柔軟に対応するよう通知があったことから、納付猶予を要望された方に対しては納付猶予を行いました。

納付猶予の対応として、当初は電話での納付猶予受付を行っていましたが、令和2年5月22日制定の名護市新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金納付猶予取扱要綱により書類手続きにより納付猶予を実施しました。

【豊見城市】

議題提案事業体

【南城市】

平常時と同様の対応で給水停止業務を実施しておりますが、使用者からの申し出・相談などがあれば、柔軟な措置をしております。

要綱等は定めておりません。

【南部水道事業団】

当企業団におきましては、給水停止業務について、国及び県独自の緊急事態宣言が発令されていた期間は、給水停止は行わず、コンビニ等でも支払える納付書を再発行して対応しておりました。

緊急事態宣言が解除され、納付期限を過ぎてもお支払いが確認できない場合は、通常どおり給水停止を実施しております。

【本部町】

本町では、上下水道料金の猶予、上水道基本料金の免除を実施しておりますが、給水停止業務も通常通り実施しています。

【西原町】

緊急事態宣言が発令されている間は実施無。

令和2年6月より、給水停止業務再開。

【北谷町】

新型コロナウイルス感染症の蔓延期における給水停止業務について、平常時であれば滞納閉栓による給水停止を行う事例についても、事情等を鑑みて給水停止等を行わなかった。同対応についての要綱等については未制定。

【嘉手納町】

本町では給水停止を実施せず、「文書（給水停止予告状）配布→電話督促→現地訪問」で対応しております。

【与那原町】

特になし

【金武町】

上下水道料金を全額減免しており、給水停止業務は停止対象者がいなかった為実施していません。

要項等は定めておりません。

【久米島町】

通常通り実施している

【竹富町】

通常通りの対応をとっております。

【読谷村】

令和2年4月、5月においては、給水停止業務を見送った。

令和2年6月より平時通り停水業務再開。

要項等特になし。

【北中城村】

支払猶予等の対応後、平常時と同様給水停止業務を行っています。

【中城村】

当事業体では、6月、7月分の水道基本料金の全額を減免しております。

支払い猶予については、通常の3か月間猶予に加え、コロナの影響により支払いが困難なお客様には、誓約書を記入していただいた上で、さらに1か月間の猶予期間を設けております。

【今帰仁村】

平常時と同様

【恩納村】

基本的に通常通り給水停止業務を行っており、コロナウイルス感染症に伴う支払遅延については、相談を受け給水停止猶予申請書を記入していただいた。

【伊江村】

9月30日まで支払猶予期間を設けており、見合わせている。

【国頭村】

基本料金免除(3ヵ月分)、戸別訪問による徴収や給水停止業務については現在見送っているところです。

【宜野座村】

給水停止業務については、平常時と同様の対応をしていますが、給水停止に至った事例はなし。

【東村】

新型コロナ関係の減免や支払い猶予は行っていない。

議題 13. コロナウイルス感染症の影響に伴う、滞納閉栓作業について（沖縄市）

【提案理由】

本市では、コロナウイルス感染症対策の衛生環境の確保の観点から、今年度4月分から滞納閉栓を見送っております。停水のお知らせ（停水予告）紙の配布は行っておりますが、実際の停水は実施しておりません。

電話催告により多くのお客様が支払いに応じていただいておりますが、訪問業務の実施も見送っており、また文書送付でも連絡が取れないお客様の対応に苦慮しております。

そこで、県内でもコロナウイルス感染症の拡大傾向にある中、各事業体が、滞納にかかる作業をどのように行っているのか下記の項目についてご教授ください。

記

- ① 滞納停水の有無 （ 有 ・ 無 ）
- ② 今年度実施しているコロナ支援策
- ③ コロナウイルス感染症と滞納停水の位置づけの考え方

【例】滞納対策よりも感染症対策優先の考え

<回答>

【那覇市】

- ① （ 有 ・ **無** ）
- ② ・水道料金の基本料金免除（令和2年4月分～7月分）※申請不要
・料金支払猶予等
・「那覇市頑張る事業者応援事業」（市長部局主管）の支給対象事業者に対する、従量料金の2分の1減免（令和2年4月分～6月分）※要申請
- ③滞納停水実施の留保は、新型コロナウイルス感染拡大予防の衛生的環境の確保を優先し、経済的負担も考慮しています。

【沖縄県企業局】

該当ありません。

【沖縄市】

- ① （ 無 ）
- ② ・基本料金の全額減免（上水のみ）
・支払猶予（3月分～6月分の4ヶ月間）
- ③ ・衛生環境の確保が優先

【うるま市】

① (有 ・ 無)

② 支払猶予

③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により支払が困難になった方からの申し出がある場合は、給水停止業務は行っておりません。

【浦添市】

① (有 ・ 無)

② 上水道基本料金全額免除 (2 か月分)

水道使用者から新型コロナウイルス感染症の影響により収入減のため納付困難と相談があった場合、徴収猶予等の対応を行っています。

③ 滞納対策よりも感染症対策優先

【宜野湾市】

① (有 ・ 無)

② 議題 1 2. にて回答

③ 本市の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策への取り組みを優先

【宮古島市】

① (有 ・ 無)

② 水道料金支払い猶予等の実施 (3 月分～5 月分対象各月の納付期限より 1 ヶ月間猶予。)

③ 滞納停止は、通常どおり実施しており本人の申し出により新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し支払いが困難な場合は、支払期限を延長又は、誓約書等により対応。

【石垣市】

① (有 ・ 無)

② 2 か月分 (3 月調定分・4 月調定分) を支払期限 3 か月延長。

③ 新型コロナウイルス感染拡大防止を図りつつも、滞納対策も適切に実施。

【糸満市】

① (有 ・ 無)

② 水道料金支払猶予: 令和 2 年 3 月分～5 月分 (申請主義)

上水道料金減免: 令和 2 年 6 月分～10 月分 (申請不要、基本料金半免)

③ 納付相談があった場合には、一定期間、支払いを猶予する。新型コロナ感染症の影響が認められる場合、支払猶予申請又は分割納付を案内し、機械的に給水停止を行わな

いよう一定の配慮をする。

【名護市】

- ① (有) ・ 無)
- ② 水道基本基本料金免除 (令和2年6月・7月分の家庭用及び営業用が対象)
上下水道料金納付猶予
- ③ 感染症と滞納停水の関係は、その時々状況によって判断する必要があり苦慮するところであると思いますが、市民等から苦情が生じないように業務を行う必要があると考えております。

【豊見城市】

- ① (有) ・ 無)
- ② ・ 上水道基本料金の半額免除 (5月～7月使用分)
・ 上下水道料金の支払い猶予
- ③ 極力給水停止に至らないよう、コロナウイルス感染症による滞納については上記制度の案内をする、または柔軟な納付相談 (分納等) を行うなどして対応するよう心掛けている。

【南城市】

- ① (有) ・ 無)
- ② ・ 申し出がある場合のみ支払猶予の措置
・ 使用者からの申し出・相談に対しての柔軟な措置
- ③ 何が優先という考えはなく、どちらも行うことが重要であると考えていることから、同じ位置づけとしております。 よって柔軟な措置をとりつつ給水停止を実施しております。

【南部水道事業団】

- ① (有) ・ 無)
- 当企業団におきましては、給水停止業務について、国及び県独自の緊急事態宣言が発令されていた期間は、給水停止は行わず、コンビニ等でも支払える納付書を再発行して対応しておりました。
- 緊急事態宣言が解除され、納付期限を過ぎてもお支払いが確認できない場合は、通常どおり給水停止を実施しております。
- ② 基本料金半額 (3ヶ月)、水道料金等支払猶予 (6ヶ月分)
 - ③ 感染症対策優先。納付書を再発行しても支払い困難で相談がある場合は、支払猶予を実施しております。

【本部町】

- ① (有 ・ 無)
- ② 上下水道料金の3月分～6月分まで4ヵ月の猶予を申出によって実施。
(申出期限：6月30日)
上水道基本料金の7月分、8月分、9月分を免除。
(対象：本町と給水契約を結んでいる家事用、営業用の水道使用者。)
- ③ 本町では、両立で考えています。経済的負担を軽減するために、水道料金の猶予、免除等の経済的支援策を講じた上で、感染防止策を心がけて停水業務を実施しています。

【西原町】

- ① (有 ・ 無)
- ※緊急事態宣言が発令されてる間は実施しなかったが、解除後 R2.6月より滞納による給水停止業務実施。
- ② ※取扱い基準を設け、新型コロナの影響により収入が減少している等、支払いが困難となった者に対し、申請があれば4月～6月分の水道料金を、3か月支払い猶予とした。
- ※給水契約者全員に対し、R2.5月から7月検針分の水道基本料金を半額減免した。
- ③ ※感染拡大防止を最優先し対応。

【北谷町】

- ① (有 ・ 無)
- ② ・水道基本料金の免除
経済的負担軽減のため、令和2年7月請求分から9月請求分の水道基本料金を免除。
・上下水道料金の支払猶予
収入の減少により、支払い期限内の支払いが困難な方について令和2年4月請求分から6月請求分までの納期をそれぞれ3か月延長。
- ③ 新型コロナウイルス感染症による社会・経済活動等の状況を鑑みて、非常事態宣言期間といった状況等も踏まえつつ給水停止については実施せず。

【嘉手納町】

- ① (有 ・ 無)
- ② 水道料金支払い猶予
- ③ 新型コロナウイルス感染症による影響を気かけながら、滞納者への対応を実施している。
- 現在、「給水停止予告状配布→電話督促→現地訪問」を実施しているが、連絡が取れない場合は、閉栓する予定。(現在、連絡が取れていない滞納者はなし。)

【与那原町】

- ① (有)
- ② 支払猶予および基本料金減免
- ③ 督促兼納付書→給水停止警告書→電話督促→給水停止作業と段階を踏んでおり、電話や停水作業訪問で再度約束をした場合は給水停止を先送りするため、一律厳格な対応とはなっておらず、トラブルやクレームには至っていない

【金武町】

- ① (有) ・ 無)
- ② ・ 5月～7月分の水道料金全額免除
・ 現在は8月分～10月分水道料金の支払猶予を設けています。

【久米島町】

- ① (有) ・ 無)
- ② 支払い猶予
- ③ 現在まで町内の感染はないことから通常どおり行っている、今後状況を見ながら必要な対策を講ずる

【竹富町】

- ① (有) ・ 無)
- ② 今年度実施しているコロナ支援策 3か月の支払い猶予
- ③ コロナウイルス感染症と滞納停水の位置づけの考え方
現状においては、通常通りの対応をとっております。

【読谷村】

- ① (有) ・ 無)
ただし、令和2年4月、5月は休止した。6月より再開。
- ② 水道料金支払い猶予受付。
令和2年6月分～8月分の3ヵ月間水道料金基本料金免除措置。
- ③ 蔓延期には感染症対策優先。
現在は、マスク着用など感染症対策を講じつつ滞納停水実施。

【北中城村】

- ① (有) ・ 無)
- ② 水道基本料金の2か月間全額免除 (家事用・営業用のみ)
- ③ 支払猶予等の対応後、平常時と同様給水停止業務を行っています。

【中城村】

① (有 ・ 無)

②議題12の回答のとおり。

③滞納停水については、コロナウイルス感染症の状況についてその都度判断し、停水の実施か保留かを決定しています。

【今帰仁村】

① (有 ・ 無)

【恩納村】

① (有 ・ 無)

②6月～11月検針分(6ヶ月間)の基本料金を免除。

③十分なソーシャルディスタンスを取り、出来る限りで通常業務通りの滞納対策等を行っている。

【伊江村】

① (有 ・ 無)

②水道料の支払い猶予、水道料の減免

③感染症対策優先の為

【国頭村】

① (有 ・ 無)

②基本料金3ヵ月分免除(6～8月)

③本村は感染症対策優先の考えです。(医療体制が脆弱なため)

【宜野座村】

① (有 ・ 無)

②支払猶予(4ヵ月)、上水道基本料金免除(8ヵ月分：R2.4月～11月)

③感染症対策を優先しつつ、平行して滞納対策も実施しています。

【東村】

新型コロナ関係の減免や支払い猶予は行っていない

議題 14. 年次有給休暇の年 5 日の時季指定取得義務への対応について（北谷町）

【提案理由】

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、平成 31 年 4 月より企業職員については労働基準法第 39 条第 7 項及び第 89 条により「年次有給休暇の年 5 日の時季指定取得義務」について就業規則等を定めなければならないこととされており、各事業者の対応状況についてご教示いただきたい。

<回答>

【那覇市】

「那覇市上下水道局企業職員就業規程」に「年次有給休暇の年 5 日の時季指定取得義務」について定めております。（一部改正 平成 31 年 4 月 1 日施行）

【沖縄県企業局】

当局においては、就業規則に年 5 日の年次有給休暇の時季指定取得を明記していません。

（参考）沖縄県企業局職員就業規則

第 12 条

1～4 略

5 年次休暇は、職員の請求する時期に与えるものとする。ただし、管理者は、業務に支障がある場合は、他の時期に与えることができる。

6 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による年次休暇（これらの規定により与えられる年次休暇の日数が 10 日以上である職員に係るものに限る。以下この項から第 8 項までにおいて同じ。）の日数のうち 5 日については、1 月 1 日（新たに職員になった者にあつては、新たに職員となった日）から 1 年以内の期間に、職員ごとにその時期を定めることにより与えるものとする。

7 前項の規定により年次休暇を時期を定めることにより与えるに当たっては、管理者は、あらかじめ、その時期について職員の意見を聴き、これを尊重するよう努めなければならない。

8 第 5 項の規定により年次休暇を与えた場合における第 6 項の規定により時期を定めることにより与えるものとした年次休暇の日数については、当該時期を定めることにより与えるものとした年次休暇の日数から、第 5 項の規定により与えた年次休暇の日数（当該日数が 5 日を超える場合には、5 日）を減じた日数とする。

（以下、略）

【沖縄市】

本市は、時季指定取得義務への対応はしておりません。
他市町村の意見を参考にしたいと思います。

【うるま市】

うるま市では「年次有給休暇の年5日の時季指定取得義務」について対応しておらず、規則等も定めていないので、各事業体の事例を参考にしたいと思います。

【浦添市】

本市では現在未整備でございます。今後は東京都の例規を参考に整備する方向です。

【宜野湾市】

宜野湾市では「年次有給休暇の年5日の時季指定取得義務」について、規程等での整備対応を行っていないため、他事業体の状況を参考にさせて頂きたいと思います。

【宮古島市】

現在、就業規程等に定めておりません。
他水道事業体にご教授いただきながらの策定を進めていきたいと思います。

【石垣市】

規則等の改正を行っておらず、他事業体の対応状況を参考とさせて頂きたい。

【糸満市】

糸満市においては、まだ例規の整備は行っていません。

【名護市】

現在調整中です

【豊見城市】

本市では未対応です。他の事業体を参考にしたいです。

【南城市】

対応しておりません。他の事業体の状況を参考にさせて頂きたいと思います。

【南部水道事業団】

当企業団においても今後、速やかに就業規程を改正する予定です。

【本部町】

本町も他事業体を参考に対応したいと思います。

【西原町】

本町においては、企業職員の就業規則等の法整備がなされておらず、必要があれば他市町村の状況を参考に整備していきたい。

【北谷町】

北谷町企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程内に本件に関する条文を追加することとして考えているが、他事業体における対応状況等の事例も考慮し対応したい。

【嘉手納町】

対応していないため、他事業体の状況を参考にさせて頂きたいと思います。

【与那原町】

対応特になし

【金武町】

本町の実業規則に則って、現在夏季休暇を取得できていることから、当事業体での時期指定取得休暇は、現時点では必要ないと考えております。

【久米島町】

今後情報を集め、役場総務課等と調整していく

【竹富町】

企業職員ではないため、他事業体の回答を参考にしたいと思います。

【読谷村】

未対応。(企業職員の就業規程は村長事務部局の例によると規定されている)

【北中城村】

各事業体の意見を参考にさせていただきたい。

【中城村】

当事業体については、就業規則にて企業職員の服務規程については、一般職員の服務規程を準用していることから、特段の対応をとっていない状況です。そのため、他事業体様の対応を参考にさせて下さい。

【今帰仁村】

対応無し

【恩納村】

恩納村水道事業就業規定第2条（恩納村水道事業職員の就業に必要な条件及び規律については、別に法令、条例企業管理規定及びその他の規定に別段の定めがあるもののほか、恩納村長事務部局に属する職員の例による。）を定めている。

【伊江村】

未対応

今後、各事業者の対応を参考にしたい。

【国頭村】

該当しません。

【宜野座村】

他市町村様の事例を参考に検討したいと思います。

【東村】

村職員が水道担当として配置されているため村例規に準じている。